

家畜改良増殖制度の在り方について（案）

（検討会中間とりまとめ）

平成20年12月

家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会

【目次】

はじめに

1	家畜改良増殖目標	2
	(1) 家畜改良増殖法における位置付け	
	(2) 家畜改良増殖目標の課題	
	(3) 家畜改良増殖目標の在り方	
	① 目標設定の在り方	
	② 目標達成に向けたプロセス	
2	種畜検査	4
	(1) 家畜改良増殖法における位置付け	
	(2) 家畜改良増殖法における規制	
	(3) 種畜検査の課題と在り方	
	① 地方分権推進委員会勧告への対応	
	② 衛生検査	
	③ 等級判定	
	④ 検査結果の情報提供	
	⑤ 種畜証明書番号の取扱い	
3	家畜人工授精及び家畜受精卵移植	6
	(1) 家畜改良増殖法における位置付け	
	(2) 家畜人工授精制度に係る規制	
	(3) 家畜人工授精制度の課題と在り方	
	① 実施者及び実施場所	
	② 精液ストローへの情報記載と精液証明書の取扱い	
	③ 人工授精用精液へのトレーサビリティ制度の導入	
	(4) 家畜受精卵移植制度に係る規制	
	(5) 家畜受精卵移植制度の課題と在り方	
	① 実施者及び実施場所	
	② 供卵牛の疾患診断	
	③ OPU技術	
4	家畜登録事業	11
	(1) 家畜改良増殖法における位置付け	
	(2) 家畜登録事業の課題と在り方（遺伝的能力評価の取扱い）	
5	各制度間の関係	12

はじめに

家畜の改良増殖は、畜産の生産性及び畜産物の品質の向上を図るため、乳量、肉量、乳質、肉質、繁殖能力、飼料効率性等の遺伝的能力に優れた種畜を選抜し、より能力の高い家畜を増殖させるものであり、その着実な推進による優良な家畜の生産・確保は、収益性の向上による畜産経営の安定や消費者への良質な畜産物の安定的な供給に寄与するものである。

家畜の改良増殖に係る諸制度は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）により規定され、時々の技術の進展等の情勢に応じ制度の拡充が行われてきた。本法に基づき、家畜の改良増殖にとって最も基本となる種畜の確保を図るための種畜検査をはじめ、家畜人工授精、家畜受精卵移植、家畜登録事業、家畜改良増殖目標の設定等の適正な運用が、畜産経営者を始め関係機関の協力のもと図られてきたところである。

本法については、平成4年に家畜体外受精卵移植の急速な進展を踏まえた見直し等が行われたが、その後、乳用牛や肉用牛では遺伝的能力評価が普及し、これが種畜の選択・利用の方法として主に利用されるなど、家畜の改良増殖をめぐる状況には変化が見られるところである。一方、種畜検査における等級判定の区分が種畜の選択・利用の目安として十分に利用されていないなど、家畜の改良増殖をより効率的・効果的に実施するための制度の在り方について、実態に即した検討が必要となっている。

また、インターネットの普及により各種情報の発信が容易になっており、これを家畜の改良増殖へ活用するなど、新たな時代や関係者のニーズに応じた見直しの可能性について検討が必要となっている。

さらに、簡素で効率的な行政の実現に向けた地方分権改革等が進められている中、地方分権改革推進委員会からは、地方自治体の自主性強化の観点から、都道府県が臨時に行う種畜検査について所要の見直しを行うよう勧告がなされるなど、国、都道府県、畜産関係者等の役割分担についても点検が必要となっている。

このため、現在の家畜改良増殖制度が時代に見合った制度であるかの検証を行うため、本年6月に「家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会」を立ち上げ、計6回の検討を行い、中間とりまとめを行った。

中間とりまとめにおいて示すそれぞれの方向性については、幅広く関係者等の意見を聞きつつ、次期家畜改良増殖目標への反映等を検討し、我が国の家畜の改良増殖をより効率的・効果的に推進していくことが必要である。

1 家畜改良増殖目標

(1) 家畜改良増殖法における位置付け

昭和25年に家畜改良増殖法が制定されたが、その後、畜産の農業に占める地位の向上、家畜の改良増殖技術の進歩等を背景に、従来のような種畜の確保とその効率的な利用にとどまらず、家畜の改良増殖の計画的・効率的な推進を図るため、国及び都道府県がその基本方針を明らかにして積極的に支援等の施策を講ずる必要性が生じてきた。

このため、昭和36年に法律改正が行われ、国においては、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき、牛、馬、めん羊、山羊、豚等の家畜の改良増殖に関する目標（家畜改良増殖目標）を定めて公表するものとされ、家畜の改良増殖の重要な担い手である都道府県においては、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県における家畜の改良増殖に関する計画（家畜改良増殖計画）を定めて公表することができるものとされた。また、国は、家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行うよう努めるとともに、農林水産大臣又は都道府県知事は、それぞれ、家畜改良増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように努めるものとされた。

(2) 家畜改良増殖目標の課題

国が家畜改良増殖目標を設定・公表し、国及び都道府県がその達成に向けて連携した取組を行うとともに、生産者や畜産関係団体が家畜の改良増殖に対する共通理解を持つことにより、家畜の改良は効率的に実施され、畜産の生産性及び畜産物の品質は著しく向上してきた。

また、昭和40年代から、乳用牛、肉用牛及び豚については種畜の能力検定による選抜が行われることとなったが、平成元年以降には、乳用牛を始めとして全国的な遺伝的能力評価が実施されている。

このような中、特に乳用牛の乳量、乳成分等の泌乳能力や、肉用牛の脂肪交雑、増体量等の産肉能力については、家畜改良増殖目標における具体的な数値目標の設定とともに、種畜の計画的・広域的な後代検定等の実施と、遺伝的能力評価に基づく適切な淘汰・選抜が行われてきたことにより能力の向上が図られており、このことは、消費者への良質な畜産物の安定供給にも寄与してきた。

しかしながら、一方で受胎率の低下や分娩間隔の延長等、繁殖能力の低下が顕在化しており、また、配合飼料価格が高水準で推移する可能性があり、濃厚飼料多給の経営を見直し、自給飼料の生産・利用拡大を図ることが課題となっていることから、今後は、生産性向上の観点から、

繁殖能力や飼料効率性といった形質について、改良の面から改善を図ることが求められている。

(3) 家畜改良増殖目標の在り方

① 目標設定の在り方

家畜の改良増殖の計画的・効率的な推進を図るため、国において、家畜改良増殖目標によりその基本的な方針を示すことは引き続き重要であるが、数値目標として示す項目については、改良上重要なものに限定し、例えば肉用牛の体型等の目標については定性的な表現にとどめ、その他の項目における具体的な数値については、地域の実情に応じた多様な経営形態を踏まえ、都道府県の家畜改良増殖計画等で必要に応じて設定することが適当であると考えられる。

また、繁殖能力や飼料効率性といった形質については、これまで適切な指標や能力評価手法が定まっていなかったために、その向上が遅れている面もあると考えられることから、今後あるべき畜産経営の姿に合わせた目標を設定し泌乳能力や産肉能力と併せて改良を図るとともに、飼養管理の面からも改善を図ることが必要である。

なお、これらの形質における指標や能力評価手法を設定に当たっては、家畜の種類ごとに、データの収集状況や能力評価に係る技術的な問題等を考慮して検討を進める必要がある。

また、家畜改良増殖目標は、牛、馬、めん羊、山羊、豚等の家畜につき、その種類ごとに定めることとされているが、めん羊及び山羊については、飼養戸数及び頭数が減少していることから、国が目標として示す項目及び内容について検討を進める必要がある。

② 目標達成に向けたプロセス

現在、家畜の能力評価手法として

ア 乳用牛については雌の能力を判定する牛群検定及びそれに基づき雄の能力を判定する後代検定

イ 肉用牛については産肉成績に基づく評価及び後代検定

ウ 豚については現場直接検定及び産子検定

が行われており、今後も、合理的かつ科学的な方法に基づいたこれらの手法を実施し、適切な遺伝的能力評価の利活用を促進することが、家畜の改良増殖のさらなるスピードアップにつながると考えられる。

このため、家畜の種類ごとに特に重要な形質については、家畜改良増殖目標において、その能力評価手法を明示し、可能な限り年当たりの遺伝的改良量等の数値目標や選抜基準等を示し、基準に満たない種畜の淘汰及び優良種畜の選抜・利用を行うことにより、目標の計画的な達成が可能になると考えられる。

なお、家畜改良増殖目標における数値目標については、肉用牛のように様々な遺伝的能力評価が存在するものや、豚のように検定の加入率が低いといった課題もあることから、家畜の種類ごとの状況に応じて設定内容の検討を行うことが必要である。

2 種畜検査

(1) 家畜改良増殖法における位置付け

種畜は、その性格上、一般の家畜よりも広域にわたって利用されるため、伝染病や不良な遺伝形質の伝播要因となるおそれがある。

このため、家畜改良増殖法においては、公的機関による種畜検査に合格した種畜以外の雄畜は、原則として種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外受精の用に供する精液（以下「人工授精用精液」という。）の採取の用に供することができないこととし、この措置によって、我が国における家畜の改良増殖の基礎となる種畜の確保とその利用の合理化を図ることとしている。

種畜検査においては、交配に伴う疾病等の蔓延を防止する観点から、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の有無についての検査（以下「衛生検査」という。）を行い、種畜としての利用について合否の判定を行うとともに、種畜の利用者が種畜を選択・利用する場合の目安となるよう、血統、能力及び体型に基づく等級（特級、1級、2級及び級外）の判定（以下「等級判定」という。）を併せて行うこととされている。

なお、種畜の等級判定の基準については、種畜の広域利用という性格から全国的に同一水準で判定する必要があること及び種畜の飼養者等にその基準をあらかじめ周知する必要があることから、農林水産大臣が定めて告示することとされている。

(2) 家畜改良増殖法における規制

牛、馬その他政令で定める家畜（家畜人工授精の用に供する豚）の雄は、その飼養者において、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）又は都道府県が行う種畜検査を受け、農林水産大臣又

は都道府県知事から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、原則として種付け又は人工授精用精液の採取の用に供してはならないとされている。

(3) 種畜検査の課題と在り方

① 地方分権推進委員会勧告への対応

種畜検査については、センターにより毎年定期に行われる検査（定期種畜検査）を受けることを基本としているが、疾病その他やむを得ない事由によって定期種畜検査を受けることができなかつた家畜の雄であっても、都道府県により臨時に行われる検査（臨時種畜検査）を受けることにより、当該都道府県の区域内において種付け又は人工授精用精液の採取の用に供することができるとされている。

このことについて、定期種畜検査と臨時種畜検査の検査の内容に差異がないことから、平成 20 年 5 月に行われた地方分権改革推進委員会において、「都道府県が行っている種畜検査の結果が、当該都道府県のみならず都道府県域外で通用するよう必要な措置を講じる」との勧告がなされている。

このため、他の都道府県で臨時種畜検査を受けた種畜の検査結果を、当該種畜を受け入れる側の都道府県でも利用することが可能となるよう、有効期限の取扱い等受入れ側で想定される課題等を踏まえつつ、制度の見直しについて検討を進める必要がある。

② 衛生検査

衛生検査については、疾病等の蔓延を防止するため引き続き不可欠であるものの、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）（以下「施行規則」という。）で定められている伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の種類によっては、臨床所見では判断が難しいものもあることから、現在の発生状況や蔓延した場合の改良に与える影響等を踏まえつつ、対象疾患を適切に見直し、診断基準等についても整備する必要がある。

③ 等級判定

等級判定については、これまで種畜を選択・利用する場合の目安として広く利用されてきたが、現状においては、後代検定等による詳細な遺伝的能力評価が、これを補足するものとして利用されている実態がある。

このため、遺伝的能力評価と連携した形で家畜改良増殖目標の効率的な達成が図られるよう、血統登録や検定実施の有無等を基とした等級判定区分の基準の設定について、畜種ごとの遺伝的能力評価の実施状況等を踏まえつつ、検討を進める必要がある。

④ 検査結果の情報提供

衛生検査及び等級判定の結果については、種畜証明書に等級として記載されることとなるが、DNA検査による遺伝病の保因状況、検定成績、遺伝的能力評価等多くの能力情報と併せて、HP上で情報提供を行うことにより、生産者等の適切な判断による種畜の選択・利用が推進されると考えられる。

なお、情報提供においては、データベースの運営等に係る経費負担や個人情報の取扱い等の問題もあることから、家畜の種類ごとにその状況を踏まえつつ、検討を進める必要がある。

⑤ 種畜証明書番号の取扱い

交付された種畜証明書に記載されている種畜証明書番号については、種付け等の際に、種付台帳、種付証明書等に記載する必要があるが、この番号は、定期種畜検査のたびに毎年新たに交付されている。

このことについて、事務軽減や利便性の向上につながると考えられることから、最初に種畜検査を受けた際に付与される種畜証明書番号を継続的に利用すべきではないかとの意見が出された。一方で、現在の種畜証明書番号は、検査の実施年度、実施都道府県名、検査班番号、交付番号を組み合わせしており、仮に、同一の番号を継続的に利用する場合、毎年の種畜検査に合格した種畜から採取された精液であるかを番号から判断できなくなるなどの問題もあることから、これらの課題を整理しつつ、検討を進める必要がある。

3 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

(1) 家畜改良増殖法における位置づけ

家畜人工授精については、戦後急速に実用化し、その健全な発展を図るため、実施者、実施場所等について適切な規制が必要となったことから、昭和25年の家畜改良増殖法制定時に、家畜人工授精師を免許制とし、さらに、家畜人工授精所の開設を許可制にする等必要な規制が定められた。

また、その後、家畜受精卵移植技術が開発され、簡便な方法の確立に伴い、急速に普及することが想定されたことから、伝染性疾患等のまん延を防止するため、昭和58年に法律改正が行われ、家畜受精卵の採取の用に供する雌の家畜の制限、家畜受精卵の採取・処理及び雌の家畜への移植を行う者の資格を定めること等の必要な規制が定められた。平成4年には、体内受精卵移植技術を基礎として、とたいの卵巣から、家畜未受精卵を採取し、授精した後に別の雌畜に移植する体外受精卵移植技術の開発が急速に進展したことを受け、法律改正により、所要の規定が整備された。

家畜人工授精及び家畜受精卵移植は、家畜改良の成果を生かす技術として家畜の改良増殖を根底から支える技術であり、知識と技術を有する関係者の役割が極めて重要であり、そのことを関係者が十分に認識した上で、実施していく必要がある。

(2) 家畜人工授精制度に係る規制

人工授精用精液の採取・処理及び雌の家畜への注入は、一定の専門的知識と技術を要することから獣医師又は家畜人工授精師に限定されている。また、人工授精用精液の品質の保全及び衛生の保持のためには、その処理等を行うに当たって、細菌による汚染等の悪感作を防止することが必要であること等から、人工授精用精液の採取及び処理の場所は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うためにセンター又は都道府県が開設する施設（以下「家畜人工授精所等」という。）に限定されている。

さらに、採取された人工授精用精液は、検査の後速やかに容器に収めた上にこれに封を施し、かつ、家畜人工授精用精液証明書（以下「精液証明書」という。）を添付しなければならないが、精液証明書が添付されていない人工授精用精液は、これを譲渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外受精を行ってはならないとされている。

精液証明書は施行規則において様式が規定されており、人工授精用精液を採取した種畜や、採取した獣医師又は家畜人工授精師に関する情報を記載する必要があるほか、人工授精用精液等の流通段階における経路を確認するため、譲渡者及び譲受者の住所、氏名及び譲渡・譲受け年月日を記載することができるようになっている。

さらに、精液を雌の家畜に注入した際、注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、授精証明書に精液証明書を貼り付けること、また、授精証明書の交付前においては、精液証明書を家

畜人工授精簿に添付しておくこと、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこととされている。

(3) 家畜人工授精制度の課題と在り方

① 実施者及び実施場所

人工授精用精液の採取・処理及び雌の家畜への注入に係る実施者及び実施場所の規制については、品質の保全及び衛生の保持等の観点から、引き続き、現行の制度に基づき適切に実施していくことが適当である。

② 精液ストローへの情報記載と精液証明書の取扱い

人工授精用精液は、採取された種畜により価値が異なるが、これを外観から識別することは不可能である。このため、個体を明確に識別し、取引に関する不正を防止することを目的に、人工授精用精液には精液証明書を添付することとされている。しかしながら、凍結精液が普及し、多段階を経て流通している現状では、人工授精用精液と精液証明書が分離して流通し、取違えや故意の不正につながる可能性があり、実際、数例の問題となる事例も見られている。

この問題については、人工授精用精液を収めた容器（以下「精液ストロー」という。）に種畜の名前や精液採取年月日等の情報を記載することにより、改善が図られるものと考えられる。しかし、この場合、家畜人工授精所等においては、流通段階における経由に係る精液証明書への記載の事務量が増加する中で、さらに精液ストローへの情報の記載義務が付加されることになる。仮に、これらの情報を記載した精液ストローを精液証明書と同等とみなし、精液証明書を廃止した場合には、事務量を軽減できるという利点があるが、一方で、精液証明書には、流通段階における経由先の記載によって流通経路が明確になるという利点もある。

このことについて、人工授精用精液の取違え等を防止する観点から、書類として精液証明書を保存するメリットもあるのではないかとの意見も出された。また、過去に生産された人工授精用精液については精液証明書が必要であり、加えて、不受胎となった精液ストローの取扱いや精液ストローに記載できない情報の取扱い等の問題もあることから、これらの問題等を整理しつつ、精液ストロー及び精液証明書の在り方について、検討を進める必要がある。

③ 人工授精用精液へのトレーサビリティ制度の導入

人工授精用精液の生産から雌の家畜への注入までの各段階における情報を記録・報告するトレーサビリティ制度を導入することについては、流通経路が明らかとなるとともに、さらには、「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」でとりまとめられたように、和牛の遺伝資源の保護にもつながり、有益な面もあると考えられるが、家畜人工授精師、獣医師等の労力面での負担、データベースの運営等の経費面での負担等の課題もあることから、これらの課題について整理しつつ、検討を進める必要がある。

(4) 家畜受精卵移植制度に係る規制

雌の家畜からの家畜体内受精卵の採取及び家畜卵巣の採取は、獣医学的診断及び技術をもって行うのでなければ、家畜に危害を及ぼすおそれがあることから、その実施者は獣医師に限定され、雌の家畜のとたいからの家畜卵巣の採取は、家畜体外受精卵の品質の保全、衛生の保持及び血統の混乱防止の観点から、その実施者はこれらの分野についての専門知識及び技術を有する獣医師又は家畜人工授精師に限定されている。また、採取した家畜体内受精卵及び家畜卵巣の処理に関しても、採取した獣医師又は家畜人工授精師、あるいはその指示の下に他の獣医師又は家畜人工授精師が行うこととされている。さらに、家畜受精卵の移植は、獣医師又は家畜受精卵移植の業務を行うことができる家畜人工授精師が行うこととされている。併せて、家畜体内受精卵の処理、家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外授精及び家畜体外受精卵の処理についても、家畜受精卵の品質の保全、衛生の保持等の観点から、その実施場所は家畜人工授精所等に限定されている。

また、家畜体内受精卵又は家畜卵巣の採取の用に供する雌畜(以下「供卵牛」という。)については、施行規則で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患を有していないことについての獣医師による診断を受け、診断書の交付を受けたものでなければならないとされている。

(5) 家畜受精卵移植制度の課題と在り方

① 実施者及び実施場所

家畜受精卵移植に係る実施者及び実施場所の規制については、家畜受精卵移植の一層の普及を図るため、

ア 家畜卵巣からの家畜未受精卵の採取及びその後の処理は、獣医師

又は家畜人工授精師が家畜体外受精卵の品質確認を行う等必要な措置を講じた上で、獣医師又は家畜人工授精師の指示の下、その他の者に行わせることができれば、家畜体外受精卵の生産コスト削減が図れるのではないか

イ 家畜受精卵の処理を行わず、家畜受精卵の移植のみを行う場合は、家畜人工授精業務に係る免許のみ取得すればよく、家畜受精卵移植の業務に係る免許まで取得する必要はないのではないか

ウ 家畜卵巣からの家畜未受精卵の採取を、一定の衛生条件の下、家畜人工授精所等以外の場所でも実施できるようにしてもよいのではないか

等の意見が出された。

これらについては、家畜受精卵の品質の保全、衛生の保持、家畜受精卵移植の業務に係る必要な知識の習得等をどのように担保・措置するのかという課題もあることから、今後ともこれらを整理しつつ、検討を進める必要がある。

② 供卵牛の疾患診断

供卵牛の疾患診断においては、特に遺伝性疾患について臨床所見では判断が難しい場合もあることから、診断基準のマニュアル等の整備を求める意見が出された。供卵牛の伝染性疾患及び遺伝性疾患に関する診断基準については、上述の種畜検査における衛生検査と同様、現在の発生状況や蔓延した場合の改良に与える影響等を踏まえつつ、対象疾患を適切に見直し、診断基準等についても整備する必要がある。

③ O P U技術

近年、家畜体外受精卵移植における新技術として、生体の家畜卵巣内の卵胞を吸引針で穿刺して吸引することにより、生体から家畜未受精卵を直接採取するO P U技術（生体卵胞卵子吸引技術）が、試験研究機関等での学術研究用として開発・実用化され、家畜の改良増殖の促進に資するものとして、普及の可能性が考えられるところである。

このため、今後、技術の普及動向、衛生面の知見等を踏まえつつ、家畜改良増殖制度上の取扱いについて検討を進める必要がある。

4 家畜登録事業

(1) 家畜改良増殖法における位置付け

家畜登録事業は、家畜の血統、能力又は体型について審査を行い、一定の基準に適合するものを登録する事業である。

家畜登録は、その個体の血統を明らかにするとともに、その個体が保有する能力等の情報の管理を可能とするものであり、家畜の改良増殖の基本として、戦前には牛馬を中心に登録事業が実施されていた。

家畜改良増殖法においては、昭和36年の改正により、家畜登録を実施する機関については、家畜登録事業の実施に関する家畜登録規程を定め、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとされ、今日に至っている。これは、家畜登録が不良形質の淘汰、優良家畜の選抜等家畜の改良増殖に果たす役割が極めて大きく、また、公共性の強い事業であることから、家畜の改良増殖の目標に適合し、公正に運営される必要があるためである。

なお、農林水産大臣は、登録規程の承認に当たっては、その登録規程の内容が、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行うのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならないとされている。現在、家畜改良増殖法に基づく家畜登録事業を実施している団体は以下のとおりである。

	登録団体
乳用牛	(社) 日本ホルスタイン登録協会
	日本ジャージー登録協会
肉用牛	(社) 全国和牛登録協会
	(社) 日本あか牛登録協会
	(社) 日本短角種登録協会
	(社) 北海道酪農畜産協会
豚	(社) 日本養豚協会
馬	(財) 日本軽種馬登録協会
	(社) 日本馬事協会
めん羊、山羊	(社) 畜産技術協会

(2) 家畜登録事業の課題と在り方（遺伝的能力評価の取扱い）

家畜登録事業のうち血統情報の管理については、効率的な家畜の改良増殖を進める上で、また、近交退化等を防ぐ上で重要であり、引き続き登録管理を行うことが重要であり、引き続き、現行の制度に基づき適切に実施していくことが適切である。

家畜登録事業のうち能力及び体型の審査については、これまで繁殖性、産乳性、産肉性等に係る能力や体型について一定の基準を超える個体を登録し、これらを中心に利用することにより家畜の改良増殖を図ってきた。

しかしながら、近年、乳用牛や肉用牛を中心に、遺伝的能力評価データが整理され、これを活用することにより、これまでの能力や体型を基準とした登録審査に比べ、より効率的かつ効果的な選抜が可能な状況となっている。

このため、家畜の種類ごとの遺伝的能力評価の実施状況等を踏まえて、家畜の登録審査における遺伝的能力評価の取扱いについて、検討を進める必要がある。

5 各制度間の関係

家畜の改良増殖の着実な推進による優良な家畜の生産・確保は、

- ① 消費者にとって良質な畜産物の供給が安定的に図られる
- ② 畜産経営にとって生産性の向上を通じた収益性の向上に直結するものであり、このことは輸入農産物に対抗できる足腰の強い経営体の育成につながるとともに、我が国の食料自給率の向上に寄与することとなるという意義があり、引き続きこれを推進していくことは極めて重要である。

家畜の改良増殖をめぐる状況の変化等を踏まえて今回点検等を行ったこの「中間とりまとめ」の方向性に沿って、根幹となる家畜の改良増殖の方向性を定める「家畜改良増殖目標」と、その目標達成のために選抜すべき家畜の検査を実施する「種畜検査」、選抜の基礎データとなる「家畜登録事業」、改良増殖を効率的に進めるための「家畜人工授精及び家畜受精卵移植」をさらに機能的に連携させていく必要がある。